

## まちづくりの方向性に関すること

NO	ご意見・ご質問(要旨)	区の考え方
1	区として、観光地を目指すのか、住宅地を目指すのか、具体的なイメージが見えない。落ち着いた雰囲気を守ってほしい。	<p>亀沢地区では、定住性の高い住宅施設の立地促進及び定住環境と産業環境の向上を図ることを目標としています(地区計画の目標)。</p> <p>したがって、亀沢地区において観光客があふれるような観光地を目指してはませんが、すみだ北斎美術館の開館に伴い、来街者が増えることが予想されます。そこで両国と錦糸町をつなぐ北斎通りについては、賑わいと魅力のある通りを形成しつつ、屋外広告物等の規制により落ち着いた街の雰囲気を確保していきます。</p>

## 景観計画に関すること

NO	ご意見・ご質問(要旨)	区の考え方
2	自宅の外壁の色彩が、色彩基準の範囲外になると思われるので心配である。どうしたらよいか。	色彩基準が分からない場合は、区担当者までご相談下さい。また、色彩や景観に関する事前相談も活用できます(専門家によるアドバイザー制度)。
3	新たな規制に対して区から助成金等の支援はないのか。	助成金等の支援は考えていません。建替えや増築、外壁の塗替えの際に、色彩基準等の景観のルールに適合していただく内容となっています。
4	鉄道の高架構造物は安全性確保のため、手を加えることを制限している。このためJR高架エリアの方針のうち「コンクリート壁面部は～」とあるが、高架構造物の壁と誤解を受けるので表現を修正して欲しい。	高架構造部分の壁と誤解を受けないよう、表現を修正します。

地区計画に関すること

NO	ご意見・ご質問(要旨)	区の考え方
5	簡易宿所営業の用途規制は、民泊の規制になるのか。	簡易宿所営業は旅館業法第2条第4項に該当する用途です。いわゆる「民泊」に対する規制ではありません。
6	ゲストハウスは規制できるようになるのか。	ゲストハウスは旅館業法の簡易宿所営業に該当しますので、用途制限の対象となり建設はできなくなります。
7	墨104号線沿道地区の区域内において壁面の位置の制限が定めてあるが、どこまでが対象区域になるのか。	墨104号線(北斎通り)の道路境界線から、20mまでの地域が対象区域となります。
8	ポケット広場を新たにつくる際に、区からの助成金はないのか。	現在も墨104号線(北斎通り)に面する500㎡以上の敷地に建築する場合にはポケット広場を設置するルールとなっているため、区からの助成金等の支援は考えていません。
9	自販機の規制は良いと思う。	壁面後退区域における工作物の設置の制限により、既存の自販機が全てなくなることはありませんが、壁面後退区域に該当しない位置へ移設をお願いします。
10	壁面後退区域における工作物の設置の制限により、今ある自販機はすべてなくなるのか。	なお、壁面後退区域に自販機を新たに設置することはできなくなります。壁面後退区域に該当しない場所には設置可能ですが、色彩等については建物の外壁に合わせるようお願いいたします。
11	北斎通り沿道の壁面後退区域は駐輪スペースに使えないのか。	壁面後退区域に固定式ラック等は設置できませんが、平置きでの駐輪は可能です。
12	高齢者がゆっくり座れ、回遊しやすいよう、ベンチをたくさん設置して欲しい。	ポケット広場にベンチ等を積極的に設置していただくルールとしております。
13	相続時に土地を分割したい。その際、100㎡未満にできないのか。	相続等により100㎡未満に土地を分筆することは可能です。ただし建築物の敷地として使用するならば、敷地面積を100㎡以上としなければなりません。なお、建築物の敷地面積の最低限度は、日照・通風など居住性の確保や街並み景観等住宅環境の向上のために定めています。
14	小規模敷地でも緑化しなければならないのか。	緑化はできるだけ推進していく考えです。特に壁面後退区域には、緑化をお願いします。小規模な敷地でも壁面緑化など緑視効果の高い方法もありますので建替え時に検討をお願いします。

スケジュールに関すること

NO	ご意見・ご質問(要旨)	区の考え方
15	このまちを選んで住んでいる。これからも住み続けたいので改善すべきルールは急いで実行してもらいたい。	景観計画の変更と地区計画の変更を同時に進めています。皆様からのご意見を踏まえ手続きを進めたいと考えています。

その他

NO	ご意見・ご質問(要旨)	区の考え方
16	北斎通りの歩道整備について (1)歩道がアスファルトになっているが景観に配慮すべきではないか。 (2)北斎通りの歩道の点字ブロックの位置が民地側にあるがどうか。 (3)北斎通りの街路樹『クスノキ』は景観上、非常に良いと思う。	(1)北斎通りの歩道整備の工事について アスファルト舗装は水道工事等の仮復旧です。現在北斎通りの歩道整備の工事を行っており、インターロッキングブロックに貼り替えます。平成29年1月下旬に完了する予定です。 (2)点字ブロックについて 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに則して整備しています。なおマニュアルには民地側から60cm程度離れた位置に点字ブロックを設置することとしています。 (3)クスノキについて ご意見を所管に伝えます。
17	すみだ北斎美術館の東側公園について。	すみだ北斎美術館の東側公園は、美術館利用者の臨時駐輪場として利用できるようにしています。
18	JR高架の鉄橋の音が静かになるように整備してもらいたい。	ご意見をJRに伝えます。